

～贈与税の配偶者控除とは？～

贈与税の配偶者控除とは、夫から妻(妻から夫)へ、『自分が住むための国内の居住用不動産』または『居住用不動産を取得するためのお金』を贈与した場合に、基礎控除110万円のほかに、2,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。

【相続税対策としてのメリット】

生前贈与があつてから3年以内に贈与した人が亡くなり、贈与された人が遺産を相続した場合、生前贈与された財産は相続財産に加算され、相続税の課税対象になります。

相続財産に加算される期間ですが、税制改正により延長となり、令和6年以降に贈与される財産については、生前贈与があつてから7年以内(※経過措置あり)となります。

しかし、「贈与税の配偶者控除」を適用した贈与財産は、相続開始前3年(7年)以内であっても相続財産に加算されません。

仮に、贈与した年に相続が発生した場合であっても、相続税の計算からは除外されます。

なお、この制度を活用するためには、以下の点に注意する必要があります。

① 婚姻期間が20年以上であること

同じ夫婦間で一生に一回限りの適用となります。

② 贈与税の申告をする(申告要件があります)

その他の適用要件を慎重に確認した上で、申告(納税)は受贈者が行います。

③ 相続税が課税されるかの事前試算や、諸費用(登記料・取得税)などが必要

必ずしも有利とならない事例もあるため、総合的な検討が必要です。

④ 贈与された年の翌年3月15日以降引き続き居住が必要

贈与税の申告期限(贈与された年の翌年の3月15日)以降、引き続き贈与された居住用不動産に住み続ける必要があります。

贈与税の配偶者控除を活用した生前贈与も検討してみましょう

贈与をお考えの際は、事前に担当者へご相談下さい。

また、不明点等ございます場合には、お気軽にご相談ください。

生前贈与を活用して、感謝される贈与計画を立てましょう。

税理士法人
土手内総合事務所

